

三次市公告第104号

事後審査型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

三次市長 福岡誠志

1 入札に付する事項	
(案件65)	
(1) 設計番号	設計第21号
(2) 工事名	市営三本木住宅8・10・11・12号解体工事
(3) 施工場所	三次市三良坂町三良坂2717番地2 地内
(4) 完成工期	契約日から90日間
(5) 工事内容	市営住宅解体工 N=1.0式
(6) 予定価格	4,091,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 最低制限価格	本件は、最低制限価格を事後公表（落札者決定後）とする。 ※最低制限価格算定方法 予定価格×0.90（千円未満切捨て）
(案件66)	
(1) 設計番号	設計第23号
(2) 工事名	市営三本木住宅19・20・21・22号解体工事
(3) 施工場所	三次市三良坂町三良坂2717番地3 地内
(4) 完成工期	契約日から90日間
(5) 工事内容	市営住宅解体工 N=1.0式
(6) 予定価格	4,025,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 最低制限価格	本件は、最低制限価格を事後公表（落札者決定後）とする。 ※最低制限価格算定方法 予定価格×0.90（千円未満切捨て）
(案件67)	
(1) 設計番号	設計第22号
(2) 工事名	市営三本木住宅13・14号解体工事
(3) 施工場所	三次市三良坂町三良坂2717番地3 地内
(4) 完成工期	契約日から90日間
(5) 工事内容	市営住宅解体工 N=1.0式
(6) 予定価格	2,289,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 最低制限価格	本件は、最低制限価格を事後公表（落札者決定後）とする。 ※最低制限価格算定方法 予定価格×0.90（千円未満切捨て）
2 担当部署	
総務部財産管理課	電話 0824-62-6161

3 入札に参加する者に関する資格に関する事項

三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。

(1) 市内に本社・本店を有するもの。

(2) 市税を完納しているもの。

令和7年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(解体工事)に記載されているもので、令和7年度・令和8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書提出時における経営規模等評価結果通知書による工事総合評定値(解体工事)が799点以下であるもの。

(4) 官民間わず延床面積80.0m²以上の建物解体工事の元請施工実績を有するもの。(発注工種は問わないが受注工事の内容が建物解体のみである場合に限る。)

※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。

4 入札方法

本件入札は電子入札システムによる。(紙、ファクシミリ等による入札は認めない。)

ただし、パソコンの不調等により電子入札ができない場合、所定の手続きをとり入札最終日午後4時までに総務部財政課契約係へ入札書及び工事内訳書をそれぞれ別封筒に入れ、割り印して提出すること。

5 入札等の日程

(1) 仕様書閲覧期間	令和7年7月15日(火)から 令和7年7月25日(金)まで	三次市ホームページに掲載する。
(2) 質問受付期間	令和7年7月15日(火)から 令和7年7月24日(木)まで	メール等により受け付ける。回答は左記にかかわらず、随時、メール等にて行う。 (休日除く)午前9時から午後4時
(3) 入札	令和7年7月28日(月)から 令和7年7月29日(火)まで	電子入札システム 午前9時から午後4時
(4) 開札	令和7年7月30日(水)	電子入札システム 午前9時30分から午前10時00分
(5) 資格要件確認書類の提出	事後審査資料提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日まで(休日を除く。) 午前9時から午後3時まで	書面を持参又は電子入札システムにより提出 (書面を提出する場合の提出場所は、三次市総務部財政課契約係)

(注) ※ 休日とは、三次市の休日を定める条例第1条の休日をいう。

6 資格要件確認書類

開札手続きの終了後に、事後審査資料提出依頼書により落札候補者に対して次に掲げる資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。【提出された書類は返却しない。】
提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(1) 資格要件確認資料提出書(様式第3号)
(2) 配置予定技術者に関する調書(様式第2号) <p>配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならぬ。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあっては、恒常的な雇用関係を要しない。</p> <p>解体工事施工に必要な資格を有する者を配置すること。</p>
(3) 企業の施工実績 <p>「3 入札に参加する者に関する資格に関する事項(4)」に記載の施工実績を証明する書類(コリズの写し等)を添付すること。</p>
7 入札保証金 免除
8 工事内訳書 入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。
9 落札者の決定方法 <p>落札候補者(最低制限価格以上の価格であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。)について、工事費内訳書の確認を行う。確認の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。</p> <p>落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合(※1の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。)は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。</p> <p>(1) この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子くじによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。</p> <p>※1 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。</p> <p>ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合 イ 資格要件の確認のために市の職員が行った指示に従わない場合 ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合</p>
一抜け方式 <p>令和7年7月15日公告の「案件65～67」については一抜け方式を適用している。</p> <p>案件番号順に開札を行うため、先に落札候補者となった者は残りの入札について参加できないものとする。</p> <p>本入札は電子入札のため、該当となったものの入札は、電子入札システムにより入札されなかつたものとして取り扱うこととする。</p>
(2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の「電子くじ」によるくじ引きにより落札候補者を決定するものとする。
10 契約保証金 免除
11 その他 <p>この工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。</p>